

## 富士見町立境小学校ホームページ公開規約

本校は、ホームページ公開に際し、以下に定める規約に基づき、運用するものとします。

### 1. ホームページ作成の目的

- (1) 学校教育全般にわたる諸活動の情報をインターネットを媒体として教育関係機関及びその児童・生徒に公開し、学校のホームページに対する意見などを広く一般から受信する。
- (2) 公開した情報とそれによって収集された情報を教職員、児童・生徒の教育活動の中で有意義に活用し、開かれた学校の推進、国際理解教育の推進、「総合的な学習の時間」や各教科、道徳、特別活動、その他の教育活動推進に寄与するように努める。
- (3) 一方的な情報発信、収集に止まらず、児童・生徒間、国内外の学校や都市等の交流の場とする中で情報リテラシー(活用能力)の育成を図るとともに、情報モラルの基礎力を培う。

### 2. 作成の基本方針

- (1) 境小学校独自の内容で作成し、形式にとらわれないものとするが、目的を逸脱しない。
- (2) 全校の教職員、児童の創造的表現活動の場とし、常に情報の更新に努める。
- (3) 境小学校の公式ホームページと位置づけ、活用できるように努める。

### 3. 作成上の諸規定

#### (1) ホームページ公開の中止

インターネットの性格上、不特定多数のユーザーに情報が公開されることを留意し、悪用の恐れが出た時、あるいは悪用された場合には速やかに公開を中止する。

#### 【点検規定】

・公開情報等のチェックは月に一度は点検し、利用頻度、受発信の電子メール等は必要に応じて校内に報告する。

#### 【公開中止規定】

- ① 意図的に外部から公開情報等が改悪された場合
- ② 意図的に外部から公開情報が悪用された場合
- ③ その他、学校長が情報公開を中止した方が良いと判断した場合

#### (2) 個人情報の発信とその範囲

公開する情報が学校、個人(教職員・児童)のプライバシーの侵害に当たるかどうかを慎重に検討し、その恐れのあるものは絶対に公開しない。

#### 【児童の個人情報の発信とその範囲】

- ① 氏名は原則として使用しない。使用する場合はイニシャルか名字を用いる。但し、教育上必要がある場合には、フルネームを使うことも可とする。
- ② 画像情報(写真)は原則として集合写真とし、個人が特定できないよう配慮する。但し、電子メール等で相手が特定される場合には、教育上の必要に応じて、個人写真を使うことができる。
- ③ 児童の意見や考え、主張等については、教育上の効果が認められる場合において発信することができる。
- ④ 個人情報の中の一般的自己紹介程度に当たるもの(年齢、学年、趣味や特技等)は下記使用条件に従って公開してもよいが、プライバシーに関与するもの(住所、生年月日、電話番号、成績、血液型等)は公開しない。

#### 【個人情報使用条件規定】

- ① 学校長、担任、児童本人及び児童の保護者の承諾があったもの。
- ② 電子メールにて特定の受信者がはっきりしていて、教育上必要な場合。
- ③ 信頼関係が得られ、教育的効果が期待される場合。

#### (3) 著作権の保護

公開しようとする情報が著作権に触れる恐れのあるものかどうか慎重に検討し、その恐れのあるものは絶対に公開しない。

#### 【点検規定】

・著作権に対する意識を研修によって高め、常に著作権がどこに属しているかを認識し、開設、更新時に点検の上、情報を公開する。

#### 【著作権保護のための使用条件規定】

- ①児童作品は各種団体の募集作品かどうか、特に著作権が移動していないかを確認した上で使用する。
- ②他の作品や部分等著作権法に抵触しないかをよく確認の上、使用する。疑いが少しでもある場合は一切使用しない。

#### (4)教職員による指導の徹底

- ①インターネットを利用するに当たり、他人の中傷をしない、プライバシーの保護著作権や知的所有権に配慮するなど、インターネットにおける基本的モラルに留意するとともに、児童の情報モラルの涵養を図るものとする。
- ②ホームページで発信するデータや情報は、職員閲覧期間を設け、内容が適切かつ適正であることを検討した後公開していく手順を取る。

#### (5)セキュリティの確保

ホームページを公開するに当たっては、個人情報及びデータ等の保護に努めるとともに、セキュリティについて、以下のことを徹底する。

- ①個人情報を含むデータは、十分にセキュリティ面を考慮したサーバーに置くか、もしくはフロッピーディスク等のリムーバブルな媒体に保存して管理し、外部のネットワークから閲覧できないようにする。
- ②ウイルスの被害を予防するために、最新のワクチンによるウイルス検査を定期的にメンテナンス業者に依頼する。

#### (6) 取り扱い責任者

情報受発信の最終監督権は学校長とする。

#### 【責任規定】

- ①情報等の発信は、各作成者が責任を持ち、学校長が監督する。
- ②情報等の受信は、各受信者が責任を持ち、学校長が監督する。
- ③情報等の受信は、公開を前提として扱い、その旨をインターネットに明記する。
- ④インターネットの利用の取り扱いを適正し、推進するために学校長は取り扱い責任者を置く。

#### (7)ホームページ公開規約の見直し

学校教育におけるインターネット利用の進展に伴い、この公開規約に示した事項に見直しの必要が生じたときは、校内において十分な検討を経て、規約の見直しを行うものとする。

#### (8)ホームページ上での規約の明記

本ホームページは富士見町立境小学校の公式ホームページとする。また、本規約を学校のホームページ上で必ず明記するものとする。

[トップへ](#)